

2. 心のバリアフリーの推進

バリアフリー化された施設や設備があっても、利用者にとって十分なバリアフリー化とはいえないものであったり、適切な状態が保たれていなかったりすれば、高齢者や障がい者等には利用できない場合があるため、バリアフリーの推進にあたっては、旅客施設や建築物、道路等の施設・設備等の整備とあわせて、市民のバリアフリーに対する意識・理解の向上や、お互い助け合いができる社会づくりなど、心のバリアフリーの推進が必要です。

高齢者、障がい者など配慮が必要な方の状態も、その人によって様々です。特に外見上分かりにくい障がいや状態への配慮は、継続して理解を深めていく必要があります。また、心のバリアフリーが広く浸透していくためには、子どもの頃から学校教育の一環として理解し、学んでいくことや、地域社会における意識啓発が欠かせません。

このような考えのもと、心のバリアフリーの推進施策として、下記の事業に継続的に取り組みます。

〔生活関連施設等各施設設置管理者の取り組み〕

- ・ 職員のバリアフリーに関する教育・研修の実施など（第6章 1 参照）

〔神戸市の取り組み〕

（1）参加・経験を通じたバリアフリー、介助等に関する理解を深めるための心のバリアフリー教育

●こうべUD大学（保健福祉局）

講義、ワークショップ、実習などを通して、ユニバーサルデザインの意識づくり、しくみづくり、まちづくり、ものづくりなどについて学ぶ市民講座を開催。

●UD出前授業（保健福祉局）

こうべUDサポーターが講師として、市内の小中学校でユニバーサルデザインの考え方や取り組みを紹介する出前授業を実施。

●こうべUD都市づくり講座・交流会（都市計画総局）

施設管理運営事業者を対象に、先進的なユニバーサルデザインの事例紹介や情報交換の場として講座・交流会を開催。

●みち・みず・みどりの学校（建設局）

「みちを大切に使う気持ち」など身近な社会基盤に対する理解と愛着を育むことを目指し、小学校で子どもたちや保護者と、自分たちの住む「まち」や「みち（道路）、みず（河川、下水道）、みどり（公園）」について学ぶ。

●福祉体験学習（教育委員会）

各小学校において総合的な学習の時間などを活用し、福祉施設との交流や、様々な障がいへの理解を深めるための活動を実施。

●市バス福祉体験授業（交通局）

市内小学校等で、車いす、高齢者疑似体験装具での乗車体験や介助体験等を通して、福祉と交通などについて学ぶ福祉体験授業を実施。

（2）バリアフリーに対するマナー意識の向上のための対策

●駐輪場設置の検討（建設局）

●放置自転車撤去（建設局）

●通行支障となる物件への指導・啓発（建設局）

●兵庫県ゆずりあい駐車場制度（パーキング・パーミット制度）の普及啓発

兵庫県が平成24年度より実施を予定としている、車いす等利用者使用駐車場施設等の適正な利用促進を目的とする制度の普及啓発。

（3）バリアフリー関連情報の発信

●神戸市、各事業主のホームページ等へのバリアフリー情報の掲載

●こうべ・だれでもトイレマップ（都市計画総局）

市民や来訪者が安心して快適に街へ外出・回遊できるように、高齢者や車いす使用者、乳幼児連れの方など、だれもが使いやすい多機能・多目的トイレの情報を発信。

●障がい者に関するマーク等の利用の普及啓発（保健福祉局）

障がい者に配慮した施設であることや、配慮の必要な方へマナーと思いやりを持って対応していただくことを知らせるために、国際的に定められたもの、各団体等が独自に提唱している様々なマークや表示を普及啓発。【参考資料参照】

（4）市民サービス向上に向けた職員への教育・訓練の実施

●市役所の取り組み（行財政局）

・職員ハンドブック

職員ハンドブックに、様々な配慮が必要な方への対応の心構えを記載し、市職員の対応力の向上を推進。

●区役所の取り組み（市民参画推進局、各区）

・フロアマネジャーの設置

案内の円滑化を目的に、平成14年度より各区にフロアマネジャーを設置

・サービス介助セミナーの実施

様々な配慮を必要とする方への介助法を学ぶセミナーを開催。

・区民サービスディレクターによる各区独自事業の展開、など

職員の意識改革と市民サービスの向上を図るため、優れた民間人材を採用し、内部から市民サービスの向上に取り組む。